資料３

【第３期大井町子ども・子育て支援事業計画】に関する パブリックコメントの募集結果について

１　パブリックコメント実施概要

施策名	**第３期大井町子ども・子育て支援事業計画**（素案）
募集期間	令和７年１月６日（月）から令和７年１月 24 日（金）まで
公表場所	・大井町保健福祉センター１階　子育て健康課窓口 ・大井町役場庁舎 ・生涯学習センター ・そうわ会館 ・町ホームページ
意見の提出方法	・任意様式による提出 ・ホームページ（回答フォーム）からの提出

２　提出された意見数

10 件（２名）

※任意様式及びホームページ（回答フォーム）による提出

３　パブリックコメントでの意見及び町の対応

別紙のとおり

（別紙）　３　パブリックコメントでの意見及び町の対応

該当ページ	意見・要望	回答内容・対応状況	計画修正の有無
	・第 2 子（0～2 歳児）以降の保育料完全無償化の令和 7 年度からの導入。本取り組みにより、子育て世帯の負担軽減、出生率の向上、若い世代の定住促進につながるのでは。	令和 7 年度からの導入は難しいため、今後近隣の状況を踏まえ検討していきます。なお、計画書 P35 に検討にする旨追記しています。	有
３０	【子どもの居場所】 ・公園や公共施設ではなくふらっと立ち寄れる場所が必要。隠れ家的な場所で息抜きができる場所こそ現代の忙しい子どもに必要では	今後、地域を含め居場所づくりについて検討していきます。	無
３１	【障がいのある子ども】 ・子育ての相談窓口ではゆっくり話せない。内容を聴いてもらえる場所の設置が必要。かざみどりのおしゃべり会に参加する親は学校では解決しにくいセンシティブな相談事が多い。こころんが機能しているのだろうか。	令和 6 年度より「こども家庭センター「こころん」」が開設され、事務室内に専用の相談室を整備しましたので、P 34 に追記しました。今後も寄り添った支援を行ってまいります。	有
３２	【障がい児通所支援】 ・ひとり親で就業している場合学童保育があるが大井町の場合障がい児は入所しにくい（支援の環境が整備されていない）	町内小学校に通学しているお子さんについては、学童保育において通所ができるよう、支援の環境について個々に確認させていただいております。	無
３４～３６	【子育て支援センター】 ・老朽化のため移転を予定しているとのことだが、利用する町民等の声（要望）を入れたセンターにしてほしい。現施設は使い勝手が良いとは言えない。 ・またぞうさんくらぶは第 1 子のみとの条件だが第 2 子以降の場合ほど大変な子育てになる。対象者以外は保育する等親子が一緒に参加できる工夫はできないだろうか。	・子育て支援センターの移転について、御意見ありが等ございます。参考にさせていただきます。 ・ぞうさんくらぶは母子保健推進員が運営をしており、初めての育児のお母さんの集いを目的としております。第 2 子以降の参加については運営する母子保健推進員と今後検討してまいります。	無
３５	【子育て支援のネットワークづくり】 ・子育て健康課、福祉課、教育総務課等子どもに関する事業を各課共有して進めていくべき。 ・相談事がある場合ワンストップ（今は保育と教育、健康について相談窓口はそれぞれ別になっている）	・子育て支援部会として取り組んでおります。P40 に記載しておりますが、関係機関の表記のみでしたので、括弧書きで追記いたしました。 ・相談窓口のワンストップについては今後検討してまいります。	有 無

３５	【放課後児童クラブ】 ・大井小学校は待機児が出たがその後の対応はせいびされたのだろうか。現在の場所は狭いため移転あるいは他の場所に増設を考えるべき。	・令和 6 年度当初発生した待機児童は、定員の増加により現在は発生しておりません。P55 に記載の内容を「令和 7 年度にはさらに定員を増員するほか、施設の移転に向けた準備を開始します。」に変更しました。	有
４３	【子どもの権利に関する周知】 ・子どもの意思表示の場を保障すること。大人が先回りして結論を出す場合が多いが本人の意思を尊重する。大人が子どもの意思を引き出す会話ができるよう学ぶことも必要だと思う。例えば、最近は不登校の子どもが増えているようだが、本人から不登校になった理由をきちんと聞いているのだろうか。 ・また不登校と言われる子どもたちも学ぶ機会を保障することが必要である。フリースクール等や健康診断の実施	・ご意見ありがとうございます。子どもの意思表示の場の保障や、学ぶ機会の確保については、教育委員会と連携し取り組んでいきます。	無
４３	【学校の設備について】 ・湘光中学校の支援学級の生徒が使うトイレの整備（女子トイレの数が少ないため、女子生徒が生理時に困っていると聞く）	・教育委員会と連携し対応を検討してまいります。	無
６８ ～ ６９	【令和 6 年 4 月改正児童福祉法】 ・未就労の家庭の子どもも含め幼稚園や保育所など幼児施設に入所を促進されるが、大井町はほかの自治体の施設を利用している場合も多いが町内で対応できるのだろうか。 ・学童保育の待機児童についても増設する等検討するべき。	・ご意見ありがとうございます。P68～69 の事業につきましては、記載のとおり他自治体の先進事例を参考に検討します。 ・学童保育につきましては、先の質問の回答をご覧ください。	無